

岸本町・溝口町合併協議会 第17回会議

日時 平成16年5月31日(月)午後2時から

場所 溝口町中央公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 協議項目12 一般職の身分の取り扱いについて・・・3

4. 協議事項

(1) 協議項目13 広域行政の取り扱いについて・・・4

(2) 協議項目25-12 各種事務事業の取り扱い(交通安全事業)について・・・5

(3) 協議項目25-19 各種事務事業の取り扱い(児童福祉事業)について・・・6

(4) 協議項目25-24 各種事務事業の取り扱い(環境対策事業)について・・・7

(5) 協議項目26 郡の所属の取り扱いについて・・・8

(6) 新町合併まちづくり計画原案の修正について・・・9

5. 提案事項

(1) 協議項目7 機構及び組織の取り扱いについて・・・21

(2) 協議項目11 特別職の職員の身分の取り扱いについて・・・22

(3) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・23

(4) 協議項目25-26 各種事務事業の取り扱い(保育事業)について・・・24

(5) 協議項目25-29 各種事務事業の取り扱い(上水道事業)について・・・25

(6) 協議項目25-32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について・・・26

6. その他

(1) 次回開催日について

(案) 6月14日(月)午後2時から 岸本町農村環境改善センター

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
	浦 部 要 右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敦	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員	小 谷 勢 津 子	溝口町学識経験者
大 森 正 人		溝口町学識経験者	
高 塚 一 男		岸本町代表監査委員	
	森 谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取り扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取り扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金等の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

協議項目12 一般職の身分の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目12 一般職の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関することについては、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P1)
- 2 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関することについては、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P1)
- 3 職員定数と実職員数については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P2)
- 4 派遣職員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P2)
- 5 管理職員等の範囲については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P3)
- 6 初任給基準については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P3)
- 7 管理職手当については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P4)

平成16年5月31日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 1 号

協議項目 13 広域行政の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 13 広域行政の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 日野病院組合については、新町発足の前日をもって脱退し、新町において新町発足の日
に新たに加入するものとする。
(第 15 回会議別添資料 P18、第 16 回会議追加資料)
- 2 西伯町ほか二か町清掃施設管理組合については、新町発足の前日をもって加入団体か
ら脱退し、新町において新町発足の日
に新たに加入するものとする。
(第 16 回会議別添資料 P9、13～16)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 2 号

協議項目 25-12 各種事務事業の取り扱い（交通安全事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-12 各種事務事業の取り扱い（交通安全事業）については、次のとおりとする。

- 1 交通遺児基金については、合併後に岸本町の例により新たに定めるものとする。
(第 16 回会議別添資料 P10)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 3 号

協議項目 25－19 各種事務事業の取り扱い（児童福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25－19 各種事務事業の取り扱い（児童福祉事業）については、次のとおりとする。

- 1 遺児手当については、合併後に溝口町の例により新たに定めるものとする。
(第 16 回会議別添資料P11)
- 2 児童福祉手当については、当面は岸本町の例によるものとする。
(第 16 回会議別添資料P11)
- 3 出産祝金事業については、当面は溝口町の例によるものとする。
(第 16 回会議別添資料P11)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 4 号

協議項目 25－24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25－24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）については、次のとおりとする。

- 1 可燃ゴミの処理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 16 回会議別添資料 P12～16)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 5 号

協議項目 26 郡の所属の取り扱いについて

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。
その選択に基づき、県に対して働きかけを行う。

- 1 新町の郡の所属は、西伯郡とする。
- 2 新町の郡の所属は、日野郡とする。
- 3 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 6 号

新町合併まちづくり計画原案の修正について

新町合併まちづくり計画原案について、別紙のとおり修正する。

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

合併まちづくり計画原案の修正について

(1)事前協議に対する鳥取県からの意見

No	頁	項目	記載内容・意見	対応
1	4	町道の改良率・舗装率	岸本町の数値が道路施設現況調査と一致していません。 道路現況調査： 改良率 66.6%、舗装率 94.4% 公共施設状況調査 改良率 66.9%、舗装率 94.8%	「平成 14 年度公共施設状況調査」から引用していましたが「道路施設現況調査」からの引用に修正します。
2	32 42	CATV の整備による情報通信ネットワークの構築	計画案には、基盤整備（ハード）が重点に盛り込まれているが、各家庭への TV 番組の配信以外にも双方向性を活かして福祉・教育等多様な行政分野の住民サービスを提供する「ソフト」面についても各分野別施策に盛り込まれてはどうか。	CATV の整備による情報通信ネットワークの構築 ・住民への情報提供サービスの向上 ・地域インターネットの確立 ・行政への住民参画 ・住民福祉等への多角的な利用促進を掲げ、「ソフト」面での活用を計画しています。現行のとおりとします。
			町内企業が e ビジネスに対応できるよう企業ニーズに応じて光サービス化を検討されてはどうか。	「e ビジネス対応への検討」を追加します。
3	35 42	健康・安心のまち	介護保険事業については、現在、岸本町は南部箕蚊屋広域連合に加入しているが、合併後の取扱いと施策の方向性を記述されてはどうか	第 14 回合併協議会で新町発足時に南部箕蚊屋広域連合に加入することが了承されました。 介護保険は従来から継続的にすすめている事業なので分野別施策に「 介護保険事業については、新町発足時に南部箕蚊屋広域連合へ加入し、安定した運営を行う。 」を追記します。
4	37 38 39 49	国・県との事業連携	国と県に実施を求める事業が別掲されているが実際には国や県の継続事業が記述されているだけのようなので、別掲ではなく、重点施策や分野別施策の記述の中に溶け込ませる方が適切ではないでしょうか	それぞれの分野別施策に 自然環境の保全（動植物、河川、森林、里山）... 国・県との事業連携 道路網の整備... 国・県との事業連携 消防・防災の充実... 県との事業連携 生産基盤の整備... 県との事業連携 と追記し、P 49「 5 . 国・県との事業連携 」の項目全体を削除します。
5		事業計画検討資料	事業計画検討資料はまちづくり計画とは別個のものであり、事前協議の対象ではありませんが、総事業費や財源内訳の根拠が不明なものが見受けられます。	事業計画の特定財源について、再精査します。

(2)住民からの意見

No	頁	項目	記載内容・意見	対応
6	33	地域産業を育むまち 持続可能な農業強化プロジェクト 循環型農業による安全な農畜産物の生産振興	循環型農業の実現するためには菜種（循環型作物）栽培が必要であるが計画に盛り込まないか	菜種栽培は環境保全や景観形成などの役割を果たし、他県でも積極的に取り組んでいる事例もあります。このようなことから新町で検討するよう「 循環型作物導入の検討 」を追記します。
7	33	地域産業を育むまち 持続可能な農業強化プロジェクト 販売体制の強化による消費拡大策の振興	専門職員の配置とあるが栽培技術や農業経営など広い分野でとらえるべきではないか	販売体制の強化することを目指して「 専門職員の配置 」を盛り込んでいましたが、栽培技術等については、県の専門職員も配置されているのでそれとのバランスも考慮し、新町での対応としては 中核的な農家・経営体の育成の項目に「 専門職員配置の検討 」を追記します。
8	39	農林業	荒廃農地の対策をもっと大きく取り上げるべきではないか	P 32 新町エコタウン推進プロジェクト 新町菜園づくり運動の展開に「 荒廃地の有効活用 」が記載されていますが、P 39 分野別施策 農林業 に「 農地の荒廃対策 」を追記します。
9	39	農林業	両町の農業を支えているのは高齢者・女性・兼業農家であり、実情を踏まえ、計画に盛り込むべきではないか。	P 39 分野別施策 農林業に 現在の農業をささえる大多数の兼業農家の実態 について記載し、担い手・経営体の育成に (兼業農家の保護・支援) を追記します。

(3)財政計画の見直し

No	項目	対応
10	町県民税の個人均等割	住民税の個人均等割の老年者控除の廃止や公的年金控除の引下げに対応し60～65歳のうち10%の対象納税者数を増加。18年度は84人264千円の増加
11	保育所使用料の見直し	平成16年度岸本町使用料を新町で適用
12	特別職人件費	特別職報酬を平成16年度月額へ変更 町長750千円 助役615千円 教育長577千円
13	No5により事業計画の財源見直し	国県支出金、起債等の特定財源について再精査
14	投資的経費	国県補助、起債等の特定財源について再精査により財源見直し。全体での財政調整による減額。
15	下水道使用料の調整	平成17年度に一元化をし、段階的に引き上げて平成19年度に現行の岸本町の料金とする
16	溝口 簡易水道統合事業を追加 事業内容 水道未普及地域の解消 （大坂・大倉・大原・根雨原 の一部・藤屋・上の名・焼杉） 配水池6カ所 導水管L=2500m 送水管L=7710m 配水管L=5675m 追加事業費： 550,000千円 財源内訳：補助金 220,000千円 起債（簡水）330,000千円	事業費追加に伴う繰出金の増額

(4) 道路・交通

道路は、日野川に沿って両町を貫いている国道 181 号を中心として、岸本町内では主要地方道名和岸本線、淀江岸本線、溝口町内では主要地方道日野溝口線、倉吉江府溝口線、岸本江府線等が相互に連絡し、主要な幹線道路となっています。これらに町道のほか、越敷野ふるさと農道や岸溝農免農道等の広域農道が連結しています。また、中国自動車道に直結する中国横断自動車道米子岡山線が通過しており、溝口町内に溝口インターチェンジがあります。

平成 15 年 4 月 1 日現在の道路改良率は、岸本町 66.9%、溝口町 55.9%で、道路舗装率は、岸本町 94.8%、溝口町 85.3%となっています。

公共交通は、民間バス会社による両町内バス路線や東京、大阪などの主要都市を結ぶ高速バス路線があるほか、岸本町では町内循環バスを運行しています。

また、米子市と岡山市を結ぶ JR 伯備線が両町を南北に通っており、岸本駅と伯耆溝口駅があります。

【町道の改良率・舗装率（平成 15 年 4 月 1 日現在）】

区分	岸本町	溝口町
道路改良率（％）	66.6	55.9
道路舗装率（％）	94.4	85.3

(5) 情報通信

岸本町では、有線放送、ホームページによって行政情報の提供が行われているほか、公共施設を無線 LAN 等で接続しています。

溝口町では、有線テレビジョン（CATV）によって、「鬼の里テレビ溝口」が情報発信や番組制作に取り組んでおり、全世帯の 90%以上が加入しています。

現在、鳥取県によって県内一円への光ファイバ網による「鳥取情報ハイウェイ」の整備がすすんでおり、両町でも自設光ファイバによる鳥取情報ハイウェイとの接続を整備予定です。これにより、高速大容量の情報通信ネットワークが確立されることとなり、情報ハイウェイを経由した安価なインターネット回線への接続が見込まれます。

また、両町とも防災無線が整備され、緊急災害時の情報や行政情報の伝達に利用されています。

(1) 重点施策

自然と共生するまち

豊かな自然環境の継承と自然の恵みや精神的なゆとりが実感できるまちの実現に向けて、自然と調和した暮らし方や環境保全を推進する「新町エコタウン推進プロジェクト」と生活環境の整備によって定住環境の充実を図る「快適な道路・交通・情報化プロジェクト」を展開します。

新町エコタウン推進プロジェクトでは、総合的エコタウンづくりの推進により、住環境向上・産業振興・コミュニティ形成を図ります。

快適な道路・交通・情報化プロジェクトでは、移動などの生活利便性の向上や町内外の連携・交流の促進に向けて、安全な道路や公共交通網の充実、また情報通信網の充実を図ります。

新町エコタウン推進プロジェクト

- 省エネルギーや循環型社会実現への取り組み
(エコタウン化の推進 / 廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の仕組みづくり)
- 下水道整備等による日野川等の水質保全
(水質保全の推進 / 流域が連携した水質保全活動 / 親水空間の充実)
- あらゆる世代における環境意識の醸成と実践
(環境学習の推進 / 体験型の環境学習の場づくり / 伝統的な暮らし方の再評価 / エコマネーの導入検討)
- 新町菜園づくり運動の展開
(水・緑・土との関係づくり / 荒廃地の有効活用 / 市民農園特区の導入検討)

快適な道路・交通・情報化プロジェクト

- 道路網の整備改善と歩道の設置による安全な道づくり
(生活道路の充実 / 安全な通学路の整備改善)
- 循環バスの導入による新たな公共交通網の形成
(集落需要に対応するコミュニティバスの導入 / 公共施設や病院・学校等を結ぶ循環バス)
- CATVの整備による情報通信ネットワークの構築
(住民への情報提供サービスの向上 / 地域イントラネットの確立 / 行政への住民参画 / 住民福祉等への多角的な利用促進 / eビジネス対応への検討)

地域産業を育むまち

地域資源を活かした魅力や新たな産業が地域の暮らしや仕事を支えるまちの実現に向けて、地場産業の軸となる農業の活性化を図る「持続可能な農業強化プロジェクト」と地域資源を活かした地域の個性化や交流を活かした産業を生み出す「交流産業プロジェクト」を展開します。

持続可能な農業強化プロジェクトでは、中核的な農家の育成や新たな担い手育成を図ると同時に、循環型農業や観光農業、特産品開発など、地域の特色を活かした取り組みの推進によって農業の活性化を図ります。

交流産業プロジェクトでは、情報拠点や交流拠点の整備・連携、機能充実によって広域的な連携を強化するとともに、地域の特性を活かしたグリーンツーリズムなどの交流型産業の開発や地域のブランド化に取り組み、雇用創出や若者定住を推進します。

そして、合併による地域のイメージアップ、存在感の向上、地域の総合力の向上により、企業誘致を実現し、地域雇用の確保や若者定住の推進に努めます。

持続可能な農業強化プロジェクト

- 中核的な農家・経営体の育成
(認定農業者の育成 / 農業法人の強化 / 集落営農組織の強化 / 農地の利用集積 / 専門職員配置の検討)
- 新たな担い手の育成と雇用の場づくり
(若者就農の促進 / 土地利用型事業への転換 / 地元雇用の創出)
- 循環型農業による安全な農畜産物の生産振興
(有機 JAS 認証¹⁾の取得支援 / 堆肥センターの整備 / 山地畜産の導入 / 循環型作物導入の検討)
- 新町の特産品開発と観光農業の促進
(特産品開発体制の強化 / 花き生産や畜産等の観光連携 / 適地適産の推進)
- 販売体制の強化による消費拡大策の推進
(販路開拓や営業力の強化 / 地産地消の仕組みづくり / 専門職員の配置)

1) 有機 JAS 認証: 国際基準に準拠した有機食品の検査認証制度

交流産業プロジェクト

- 総合的な情報拠点の機能強化と統一した案内板の設置
(総合交流ターミナル・大山ガーデンプレイス・大山王国事業との連携)
- 交流拠点の拡充整備と広域観光の推進
(榊水高原・大山ガーデンプレイス・大山ペンション村・とっとり花回廊等)
- 農村空間を活かしたグリーンツーリズムの推進
(グリーンツーリズムのモデル拠点づくり / 市民農園の整備 / 体験プログラムの充実 / 生産者と消費者の交流)
- 交流産業の雇用創出と若者定住の推進
(新たな職種の開発 / 地元雇用の場づくり / 女性や高齢者の能力発揮)
- 新町のブランド化を推進する専門機関の設置
(地域の情報発信やブランド化 / 専門的人材の確保・育成)
企業誘致による雇用の場の確保
(企業誘致活動の推進 / 誘致条件の整備 / 企業との連携強化)

(2) 分野別施策

生活環境

新町は、大山、日野川をはじめとする雄大な自然に囲まれ、農村景観や歴史を物語る古い町並みがある一方で米子市に隣接した都市近郊型の地域があり、多面的な生活環境を備えています。

豊かな自然環境を守り育て、その魅力や価値を高めるとともに、自然環境や景観に配慮し、自然と調和した地域整備により、快適で住みよい生活環境づくりを推進します。

また、土地、水、エネルギー等の資源を有効に利用することが必要であり、地域レベルでの省エネルギー活動や不法投棄防止などの公害防止を徹底するとともにゴミの分別回収やリサイクルへの住民啓発を行い、環境管理対策を推進します。

自然環境の保全（動植物、河川、森林、里山）・... <u>国・県との事業連携</u> 環境管理対策の推進（省エネルギー、公害防止、ごみ処理、リサイクル） 水資源の確保 上下水道の整備 温泉資源の活用 環境意識の啓発 景観形成の推進

生活基盤

誰もが快適に暮らすことのできる生活基盤を確立するためには、安全に移動できる道路や公共交通網の整備及び上下水道の整備が必要です。また、地域の暮らしや産業、福祉、交流等さまざまな分野において地域情報を伝達するための基盤となる CATV、防災無線や鳥取県情報ハイウェイなどの機能を有効に活用し、行政情報サービスの充実を図ります。

今後とも岸本町には米子市のベッドタウンとしての住宅地の需要があるものの、乱開発防止のため土地利用計画に基づき、自然環境と調和した優良な住宅地の開発や整備を行い、民間企業の開発とのバランスを取りながら市街地形成に取り組み、人口の増加を図っていきます

また、安全に暮らすことのできる生活環境を実現するため、消防、防災体制の強化を図るとともに、住民の防災や消防への意識を高揚させるための啓発活動を推進します。

さらに住民生活の安全性を確保するため、防犯、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備を計画的に行います。

道路網の整備・...国・県との事業連携

公共交通の充実

情報通信環境の充実

市街地形成の推進

住宅・公園の整備

消防・防災の充実・...県との事業連携

交通安全・防犯対策の充実

都市計画の検討

農林業

両町では、恵まれた自然環境のなかで農林業や畜産・酪農が盛んに行われ、多彩な農畜産物が生産されています。新町の農業も、より安定的で効率的な経営を目指して、担い手の育成や特産作物の生産拡大や販路の開拓等の重点的な施策を行います。そのために高能率機械の導入や共同利用近代化施設の整備をすすめるとともに農業者自らが創意と工夫で地域の条件を活かした農業の確立に向け、担い手農家となる専業農家を中心にした農作業の受委託と農地の流動化などによる重点支援を進めます。

また、中山間地は、農林業の場であるとともに地域の自然環境や景観を形成しています。この中山間地での農業は、女性や高齢者を中心にした大多数の兼業農家が主力であり、重要な役割を担っています。そこで、新町では、豊かな自然や農地を活用した総合的な農村の振興をすすめ、町内外からも多くの人を訪れる観光施設や体験型農林業との連携により、専業農家を軸に兼業農家を巻き込んだ集落営農を確立し、交流型農林業を推進します。

一方、新町面積の約7割を占める森林は、木材や林産物の生産だけでなく、災害の防止、水源かん養、地球温暖化の防止など多くの機能を有しています。現在、採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、林業生産活動が十分に行われているとは言えませんが、森林の持つ多面的機能を維持保全するため、新町でも継続して林業の振興を行います。また、自然環境の保全をすすめる意味からも森林に対する理解を深めるような取組みを行います。

農業支援体制の充実（農業公社の充実）

農地の荒廃対策

生産基盤の整備・...県との事業連携

担い手・経営体の育成（兼業農家の保護・支援）

農業生産・特産品の振興（有機農業、技術向上、研究開発、ブランド化）

循環型農業システムの確立（地産地消、流通販売、堆肥化）

交流型農林業の推進（農業体験、林業体験、グリーンツーリズム、市民農園等）

中山間地域等の振興（農地、水等の地域資源の保全）

森林の保全

森林施業の推進

福祉保健

すべての町民がいきいきと健やかに暮らすためには、町民の健康づくりや生きがいがづくりが不可欠です。

健康づくりにおいては、住民の健康づくりを支援する施策や子どもたちの健やかな成長を支援する保健事業を展開してきました。今後もこの取り組みを継続し、町民の健康増進を推進します。

これからの高齢化社会においては、高齢者などが積極的に福祉活動に参加して自分の力を発揮し、活躍できる仕組みづくりや支援を行うことにより、住民と行政が協働で福祉の充実を図ります。

また、障害者福祉においては、社会参加や就労機会の確保、公共施設のバリアフリー化を推進し、自立した生活を支援する障害者福祉の充実を図ります。

児童福祉においては、ライフスタイルや保育ニーズの多様化に対応し、子育てを支援する保育体制の充実を図り、少子化社会に対応した施策を展開します。

健康、医療、福祉についての住民の要求は高度化、多様化しており、すべてを行政で対応することは困難になっています。そこで、地域住民が各地域での活動やボランティアとして地域福祉を支える役割を担っていただくことが必要で、このための組織づくりや住民啓発をより一層推進します。

介護保険事業については、新町発足時に南部箕蚊屋広域連合へ加入し、安定的な運営を行います。

健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携強化

子育て支援の充実

高齢者や障害者の社会参加の促進

医療体制の充実

地域福祉の充実（小地域、社協・ボランティアとの連携）

高齢者福祉の充実

障害者福祉の充実

【修正前】平成16年2月25日 第12回合併協議会提出

単位:百万円

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間合計
歳入	地方税	1,480	1,476	1,471	1,467	1,463	1,459	1,452	1,445	1,438	1,432	14,583
	地方譲与税等	338	338	338	337	337	337	337	337	337	337	3,373
	地方交付税	3,024	2,865	2,844	2,711	2,643	2,595	2,551	2,451	2,440	2,423	26,547
	国・県支出金	742	717	695	607	599	547	540	536	528	524	6,035
	分担金及び負担金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650
	使用料・手数料	193	192	191	190	190	189	188	188	187	187	1,895
	地方債	978	961	947	929	924	715	710	707	703	700	8,274
	その他	251	250	252	215	248	312	294	215	236	247	2,520
歳入合計		7,071	6,864	6,803	6,521	6,469	6,219	6,137	5,944	5,934	5,915	63,877
歳出	人件費	1,230	1,237	1,232	1,208	1,178	1,152	1,135	1,109	1,086	1,079	11,646
	物件費	1,151	1,150	1,150	1,149	1,148	1,148	1,147	1,066	1,065	1,064	11,238
	扶助費	283	285	287	290	292	294	297	300	304	307	2,939
	補助費	889	891	894	876	878	881	883	920	922	925	8,959
	投資的経費	996	899	815	704	676	563	535	521	493	479	6,681
	公債費	1,384	1,345	1,449	1,291	1,229	1,253	1,250	1,123	1,099	1,137	12,560
	積立金	250	200	150	150	200	100	100	100	150	100	1,500
	繰出金	668	634	642	633	634	610	598	593	590	588	6,190
その他	172	173	172	174	175	176	179	179	180	181	1,761	
歳出合計		7,023	6,814	6,791	6,475	6,410	6,177	6,124	5,911	5,889	5,860	63,474
収支差引		48	50	12	46	59	42	13	33	45	55	403

【修正後】平成16年6月 住民説明会ダイジェスト版

単位:百万円

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間合計
歳入	地方税	1,480	1,476	1,472	1,467	1,463	1,459	1,452	1,445	1,439	1,432	14,585
	地方譲与税等	338	338	338	337	337	337	337	337	337	337	3,373
	地方交付税	3,024	2,865	2,843	2,710	2,641	2,593	2,548	2,448	2,436	2,418	26,526
	国・県支出金	710	689	668	580	573	524	516	513	506	504	5,783
	分担金及び負担金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650
	使用料・手数料	188	187	186	186	185	184	184	183	183	182	1,848
	地方債	940	926	912	894	890	700	695	692	688	687	8,024
	その他	252	247	304	227	232	331	370	245	222	247	2,677
歳入合計		6,997	6,793	6,788	6,466	6,386	6,193	6,167	5,928	5,876	5,872	63,466
歳出	人件費	1,229	1,236	1,231	1,207	1,177	1,151	1,134	1,108	1,085	1,078	11,636
	物件費	1,151	1,150	1,150	1,149	1,148	1,148	1,147	1,066	1,065	1,064	11,238
	扶助費	283	285	287	290	292	294	297	300	304	307	2,939
	補助費	889	891	894	876	878	881	883	920	922	925	8,959
	投資的経費	907	822	737	623	595	510	482	468	442	436	6,022
	公債費	1,384	1,344	1,447	1,289	1,223	1,243	1,237	1,106	1,079	1,116	12,468
	積立金	230	100	100	150	200	100	100	100	100	120	1,300
	繰出金	708	740	746	678	670	672	666	661	656	641	6,838
その他	172	173	173	175	175	176	178	179	179	181	1,761	
歳出合計		6,953	6,741	6,765	6,437	6,358	6,175	6,124	5,908	5,832	5,868	63,161
収支差引		44	52	23	29	28	18	43	20	44	4	305

単位:百万円

数字の変更箇所	10年間合計	10年間合計		
		修正前	修正後	増減
歳入				
地方税	住民税 個人均等割りを平成18年度からの老年者控除の廃止、公的年金控除の引下げに対応し60～65歳 のうち10%の人口割で納税者数を増加 平成17年度から18年度は264千円の増加	14,583	14,585	2
地方交付税	住民税の増加に対応し基準財政収入額の増加。普通建設事業、上下水道の事業・財源見直しによる合併特例債等の金額変更	26,547	26,526	21
国・県支出金	普通建設事業の事業費及び財源見直しによる金額変更	6,035	5,783	252
使用料・手数料	公立保育所使用料を平成16年度の岸本町の保育料額を新町に適用する	1,895	1,848	47
地方債	普通建設事業の事業費及び財源見直しによる金額変更	8,274	8,024	250
その他	基金からの繰入などの普通建設事業の事業費及び財源見直しによる金額変更	2,520	2,677	157

歳出		10年間合計		
		修正前	修正後	増減
人件費	特別職人件費を平成16年度月額へ変更 町長 750千円 助役615千円 教育長 577千円	11,646	11,636	10
投資的経費	財源見直しによる合併特例債、過疎債充当の金額変更及び上下水道繰出金変更に伴い、充当事業別の拡大見込事業の変更	6,681	6,022	659
公債費	普通建設事業の財源見直しによる金額変更	12,560	12,468	92
積立金	普通建設事業の財源見直し、繰出金の変更に伴い金額変更	1,500	1,300	200
繰出金	上水道の事業及び、上下水道事業の財源見直しによる金額変更	6,190	6,838	648
その他	普通建設事業の財源見直し、繰出金の変更に伴い金額変更	1,761	1,761	0

【修正前】平成16年2月25日 第12回合併協議会提出

【修正後】平成16年6月

事業計画検討資料

単位:千円

		共通	岸本	溝口	計
普通会計	物件費	141,950	43,231	11,195	196,376
	補助費	0	14,000	18,450	32,450
	普通建設事業	2,127,793	1,587,964	2,184,973	5,900,730
	計	2,269,743	1,645,195	2,214,618	6,129,556
普通会計以外		0	1,178,000	1,106,000	2,284,000
総計		2,269,743	2,823,195	3,320,618	8,413,556

事業計画検討資料

単位:千円

		共通	岸本	溝口	計
普通会計	物件費	141,950	43,231	11,195	196,376
	補助費	0	14,000	18,450	32,450
	普通建設事業	2,127,793	1,587,964	1,841,620	5,557,377
	計	2,269,743	1,645,195	1,871,265	5,786,203
普通会計以外		0	1,178,000	1,656,000	2,834,000
総計		2,269,743	2,823,195	3,527,265	8,620,203

数字の変更箇所

事業計画(溝口)

単位:千円

連番	事業名称	総事業費	財源内訳						
			財源内訳						
			国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源	
普通建設事業費									
87	二部小学校校舎危険改築・躯体改築事業	300,000	100,000	0	69,000	義校	20,700	0	131,000
88	溝口中学校校舎危険改築(大規模改造)事業	125,000	41,667	0	46,100	義大	32,270	0	37,234
89	溝口中学校体育館改修事業	5,450	0	0	0			0	5,450
90	溝口小学校校舎危険改築(大規模改修)事業	100,000	33,333	0	36,800	義大	25,760	0	29,867
91	溝口小学校躯体改修事業	5,132	0	0	0			0	5,132
92	溝口中学校生徒部室新築事業	20,000	7,960	0	7,100	義大	4,970	0	4,940
93	溝口中学校プール改修事業	1,406	0	0	0			0	1,406
	計	556,988	182,960	0	159,000		83,700	0	215,029
97	溝口町総合交流ターミナル整備事業(地域特産物直接販売所含む)	150,000	0	0	150,000	過疎	45,000	0	0
111	町営住宅建設事業(荘団地)	80,000	0	0	80,000	過疎	24,000	0	0
普通会計以外									
116	溝口地区簡易水道施設改良事業	300,000	0	0	270,000	簡水	202,500	0	30,000
117	大滝地区簡易水道施設改良事業	150,000	0	0	135,000	簡水	101,250	0	15,000
	計	450,000	0	0	405,000		303,750	0	45,000

事業計画(溝口)

単位:千円

事業名称	総事業費	財源内訳						
		財源内訳						
		国	県	起債	(一財分)	その他	一般財源	
普通建設事業費								
小中学校校舎改築・改修等	456,988	150,111	0	130,500	義校 義大	68,673	0	176,377
溝口町総合交流ターミナル整備事業(地域特産物直接販売所含む)	0	0	0	0		0	0	0
町営住宅建設事業(荘団地)	0	0	0	0		0	0	0
普通会計以外								
簡易水道統合事業	1,000,000	400,000	0	600,000	簡水	450,000	0	0

協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについては、次の調整方針に基づき整備するものとする。

- 1 現岸本町役場を本庁舎とし、現溝口町役場を分庁舎として利用する。
- 2 地方分権、新町合併まちづくり計画及び新たな行政課題に対応できるものとする。
- 3 住民が利用しやすく、分かりやすいものとする。

(別添資料P5～7)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 2 号

協議項目 11 特別職の身分の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 11 特別職の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を各 1 名置くものとする。給与については、西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。旅費については、合併時に溝口町の例をもとに一元化するものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- 2 議会議員の定数及び任期については、協議項目 9 議員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額及び西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額については、溝口町の例をもとに定めるものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- 3 農業委員会委員の定数及び任期については、協議項目 10 農業委員会委員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 4 公平委員会については、現行のとおり鳥取県人事委員会に委託するものとする。他の行政委員会の設置及び委員数・任期等については、法令の定めるところによるものとする。報酬は、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 5 非常勤の消防団員の設置及び団員数等については、協議項目 15 消防団の取り扱いによる。報酬等については、現行の額をもとに定めるものとする。
- 6 諮問機関及び付属機関等の設置については、次の方針によるものとする。

現に両町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

一方の町にのみ設置されているもので、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の制度をもとに新たに設置する。

報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 7 議会の議員その他非常勤の特別職の職員の公務災害補償については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(別添資料 P8～21)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 3 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 農業集落排水施設の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P22、24～29)
- 2 公共下水道事業の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P23～29)
- 3 特定地域生活廃水処理施設の分担金及び使用料については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(別添資料P23～29)
- 4 水道料金については、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P30～35)
- 5 水道加入金については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(別添資料P30～35)

上記の 1 から 5 の調整は、合併が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 4 号

協議項目 25 - 26 各種事務事業の取り扱い（保育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 26 各種事務事業の取り扱い（保育事業）については、次のとおりとする。

1 保育所保育料は、合併後に一元化するものとする。

（別添資料P36～38）

上記の調整は、合併が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 5 号

協議項目 25 - 29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 繰入金は、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(別添資料P39)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 6 号

協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い（農林水産事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い（農林水産事業）については、次のとおりとする。

- 1 農業用施設補助災害復旧事業については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P40～41)

平成 16 年 5 月 31 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝